

平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令(平成十八年政令第六十二号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則を定める。

(原動機と一体として搭載される装置)

第一条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(以下「法」という)第二条第二項の

主務省令で定める装置は、特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置とする。

(特定原動機技術基準)

第二条 法第五条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定原動機は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。

二 前号の規定に適合させるために特定原動機に備える特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置は、当該装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合すること。

三 特定原動機は、炭化水素等の発散を防止すことができるものとして、機能、性能等に關し主務大臣が告示で定める基準に適合する特定原動機は、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に備える特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置をいう。)を備えていること。

前項の基準は、告示で定める燃料が使用される場合に特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止が図られるよう定めるものとする。

(型式指定の申請)

第三条 法第六条第一項の指定を申請する者は(以下「指定申請者」という。)は、主務大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第一)を、法第十九条の登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行なう場合にあつては登録特定原動機検査機関に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定原動機であつて運転していないもの及び主務大臣が告示で定めると

ころにより運転したものと、主務大臣(登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行う場合にあつては登録特定原動機検査機関)に提示しなければならない。

一 指定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定原動機の名称及び型式

三 主たる製作工場の名称及び所在地

四 登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行なう場合にあつては、特定原動機検査事務を行わせる登録特定原動機検査機関の名称

五 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号及び第八号を除く)を添付しなければならない。

一 申請に係る特定原動機の構造及び性能を記載した書面

二 申請に係る特定原動機の外観図

三 特定原動機技術基準に適合することを証する書面

四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面(指定申請者が日本産業規格Q九〇〇一の規定に適合している場合(申請に係る特定原動機に關し、前項第三号の主たる製作工場について適合している場合に限る)にあつては、当該規定に適合していることを証する書面)

五 特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲を限定する場合にあつては、当該特定原動機を取り付けることができる特定

六 点検整備方式を記載した書面

七 指定申請者が申請に係る特定原動機に法第七条第一項に規定する表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した

八 特定原動機を製作することを業とする者から特定原動機を購入する契約を締結している

九 者にあつては、当該契約書の写し

十 主務大臣又は登録特定原動機検査機関は、前二項に規定するものほか、指定申請者に対し、指定に關し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

十一 第一項の申請をする者は、同項の規定にかかるわらず、主務大臣が告示で定める書面の提出をもつて同項の告示で定めるところにより運転したものの提示に代えることができる。

法第六条第一項の指定の申請は、第二条第一項第一号の告示で定める基準が定められている。特定原動機についてのみ行なうことができる。(型式指定特定原動機とみなす特定装置)

第四条 法第六条第七項の主務省令で定める特定装置は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置(第二条第一項の基準に適合するものと同等の性能を有するものとして主務大臣が告示で定めるものに限る。)とする。

第五条 法第七条第一項の主務省令で定める表示は、様式第二に定める表示とする。

(型式指定特定原動機の表示)

第六条 法第六条第一項の指定を受けた特定原動機の製作又は輸入(以下「製作等」という。)を業とする者(以下「指定事業者」という。)は、当該特定原動機が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、指定事業者は、当該型式指定特定原動機が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を検査の日から五年間保存しなければならない。

第七条 指定事業者は、第三条第一項各号又は同条第二項第四号の書面の記載事項に変更があつた場合は、その旨を記載した届出書(様式第三)を、変更後遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。この場合において、同条第一項第一号中「指定申請者」とあるのは「指定事業者」と読み替えるものとする。

第八条 指定事業者は、第三条第二項各号(第四号及び第八号を除く。)の書面の記載事項について公示するものとする。

第九条 主務大臣は、次の表の上欄に該当するときは、指定申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

(特定原動機型式指定通知書等の交付)

第十条 主務大臣は、法第六条第一項による指定又は同条第五項若しくは第六項による指定の取扱いを行つたとき。

十一 指定の承認

十二 指定の取消しを行つたとき。

十三 法第六条第五項又は第六項による指定の取扱いを行つたとき。

十四 指定の番号

十五 特定原動機の名称及び型式

十六 特定原動機の範囲

十七 指定事業者の氏名又は名称及び住所

十八 指定申請者の氏名又は名称及び住所

十九 主務大臣は、第七条第一項の変更が、前項二号又は第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を公示するものとする。

二十 主務大臣は、第八条第一項の変更が、第一項第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を公示するものとする。

二十一 指定事業者は、当該型式の特定原動機の製作等をしなくなつた場合は、その旨を記載した届出書(様式第四)を、当該型式の特定原動機の

製作等をしなくなつた日から三十日以内に主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等をした特定原動機については取消しの効力は及ばないものとする。(変更の承認)

第八条 指定事業者は、第三条第二項各号(第四号及び第八号を除く。)の書面の記載事項について変更があつたときは、様式第五による申請書及び変更に関する資料を主務大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。

第九条 指定事業者は、当該承認に係る特定原動機の型式が、その指定を受けた特定原動機の型式と同一であり、かつ、当該特定原動機の提示を求める必要がないと認められる場合に行う。

(特定原動機型式指定通知書等の交付)

第十条 主務大臣は、次の表の上欄に該当するときは、指定申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

(指定番号等の公示)

第十一条 主務大臣は、法第六条第一項による指定又は同条第五項若しくは第六項による指定の取扱いを行つたときは、次の各号に掲げる事項に消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

一二 指定の番号

二三 特定原動機の名称及び型式

二四 特定原動機の範囲

二五 指定事業者の氏名又は名称及び住所

二六 主務大臣は、第七条第一項の変更が、前項二号又は第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を公示するものとする。

二七 主務大臣は、第八条第一項の変更が、第一項第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を公示するものとする。

二八 指定事業者は、当該型式の特定原動機の製作等をしなくなつた場合は、その旨を記載した届出書(様式第四)を、当該型式の特定原動機の

(特定原動機検査事務の実施に関する規程の記載事項)

第二十六条 法第二十二条第四項の特定原動機検査事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一 特定原動機検査事務の実施方法及び検査に用いる機器に関する事項

二 特定原動機検査事務を行う特定原動機の範囲に関する事項

三 特定原動機検査事務を行う時間及び休日に関する事項

四 特定原動機検査事務を行う事業場及び区域に関する事項

五 特定原動機検査事務の実施体制に関する事項

六 特定原動機検査事務に関する帳簿、書類等に関する事項

七 特定原動機検査事務に関する秘密の保持に関する事項

八 特定原動機検査事務に関する帳簿、書類等に関する事項

九 手数料及びその収納の方法に関する事項

十 特定原動機検査事務に関する開示請求に関する事項

十一 検査に要する期間に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、特定原動機検査事務の実施に関し必要な事項

(電磁的方法)

第二十七条 法第二十二条第六項第三号の主務省令で定め

る電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式)で作られる記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

前各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第二十八条 法第二十二条第七項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査の申請を受けた年月日

三 申請に係る特定原動機の名称、型式及び排出ガス性能

四 検査を行った年月日

五 手数料の収納に関する事項

六 登録特定原動機検査機関は、法第二十二条第六項第

七 七項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から五年間保存しなければならない。

(特定原動機検査事務の休廃止の許可の申請)

二 申請者の氏名又は名称

三 登録特定原動機検査機関は、法第二十二条第六項第

四 十一条第八項の許可を受けようとするときは、記載の日から五年間保存しなければならない。

(特定原動機検査事務の引継ぎ等)

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止しようとする特定原動機検査事務の範囲

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止しようとする場合にあつては、その期間

五 休止又は廃止の理由

(特定原動機検査事務の引継ぎ等)

二 休止し、又は廃止しようとする特定原動機検査事務の範囲

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止しようとする場合にあつては、その期間

五 休止又は廃止の理由

定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかを確認することとする。

第二十九条 法第二十二条第六項第

二 条第一項及び第二項

三 第二十九号

四 第二十九号

五 第二十九号

六 第二十九号

七 第二十九号

八 第二十九号

九 第二十九号

十 第二十九号

十一 第二十九号

十二 第二十九号

十三 第二十九号

十四 第二十九号

十五 第二十九号

十六 第二十九号

十七 第二十九号

十八 第二十九号

十九 第二十九号

二十 第二十九号

二十一 第二十九号

二十二 第二十九号

二十三 第二十九号

一項第三

二項

三項

四項

五項

六項

七項

八項

九項

十項

十一項

十二項

十三項

十四項

十五項

十六項

十七項

十八項

十九項

二十項

二十一項

二十二項

二十三項

二十四項

法第二十七条において準用する法第二十一条第六項

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

特殊自動車検査事務の実施に關する規程で定めるところにより納付しなければならない。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第七条第二項の主務省令で定める職員の数は二人とし、同項の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一 檢査のためその地に出張する者の國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、次の表に掲げるところによる。

いて、法第十二条第二項の規定により付することができる基準適合表示

3

三 施行日前に法第十二条第三項の規定による承認を受けた少數生産車であつて、施行日以後に製作等をしたものについて、同項の規定により付することができる少數特例表示

前二項に定めるものほか、この省令の施行に伴い必要な基準適合表示及び少數特例表示に関する経過措置については、主務大臣が告示で定める。

(継続生産車における少數生産車の基準の適用に関する経過措置)

第三条 この省令による改正後の特定特殊自動車

排出ガスの規制等に関する法律施行規則附則第四条第二項の規定は、平成二十五年十月一日以前の日であつて搭載する特定原動機の定格出力

による特定特殊自動車の区分に応じ告示で定める日(以下この条において「継続生産車の少數特例適用日」という。)以後に於ける法第十二条第三項の規定による承認について適用し、継続生産車の少數特例適用日前に於ける同項の規定による承認については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年一月二〇日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日経渀産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一一日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二八日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二八日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一月一日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

施行期日
(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年一月二十四日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二〇日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一一日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二八日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

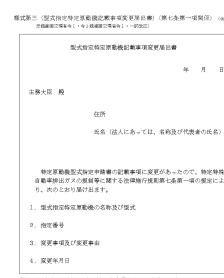
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

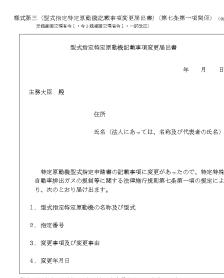
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

様式第二 (型式指定特定原動機の表示) (第五条書) (第七条第一項関係)

関係



備考：提出書の用紙の大きさは日本規格A4としてすること。



備考：提出書の用紙の大きさは日本規格A4としてすること。

様式第四（型式指定特定原動機製作等廃止届出書）
（第七条第二項関係）

様式第五（型式指定特定原動機製作等廃止届出書）（第七条第二項関係）

| | | |
|--|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 主務大臣 殿 | | |
| 住所 | | |
| 氏名（法人にあっては、各員及び代表者の氏名） | | |
| 臣民登録証明書の記載事項を変更したため、特許権登録事務局より、次のとおり異なります。 | | |
| 1. 型式指定特定原動機の名称及び形式 | | |
| 2. 用途記号 | | |
| 3. 製造事業者名 | | |
| 4. 製造年月日 | | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本標準規格A4とすること。 | | |

様式第五（型式指定特定原動機変更承認申請書）
（第八条関係）

様式第六（特定特殊自動車型式届出書）（第十二条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 主務大臣 殿 | | |
| 住所 | | |
| 氏名（法人にあっては、各員及び代表者の氏名） | | |
| 臣民登録証明書の記載事項を変更したため、特許権登録事務局より、次のとおり異なります。 | | |
| 1. 型式指定特定原動機の名称及び形式 | | |
| 2. 用途記号 | | |
| 3. 製造事業者名及び販賣業者名 | | |
| 4. 製造年月日 | | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本標準規格A4とすること。 | | |

様式第六（特定特殊自動車型式届出書）（第十二条関係）

様式第七（型式届出特定特殊自動車記載事項変更届出書）（第十四条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 主務大臣 殿 | | |
| 住所 | | |
| 氏名（法人にあっては、各員及び代表者の氏名） | | |
| 臣民登録証明書の記載事項を変更したため、特許権登録事務局より、次のとおり異なります。 | | |
| 1. 特許権登録事務局の新名及び形式 | | |
| 2. 特許権登録事務局の所在地 | | |
| 3. 旧記入承認登録の地方法務省登記課の新名及び住所と現行登録料額 | | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本標準規格A4とすること。 | | |

様式第七（型式届出特定特殊自動車記載事項変更届出書）（第十四条関係）

様式第八（型式届出特定特殊自動車記載事項変更届出書）（第十四条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 主務大臣 殿 | | |
| 住所 | | |
| 氏名（法人にあっては、各員及び代表者の氏名） | | |
| 臣民登録証明書の記載事項を変更したため、特許権登録事務局より、次のとおり異なります。 | | |
| 1. 特許権登録事務局の新名及び形式 | | |
| 2. 变更事項及び販賣業者名 | | |
| 3. 变更年月日 | | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本標準規格A4とすること。 | | |

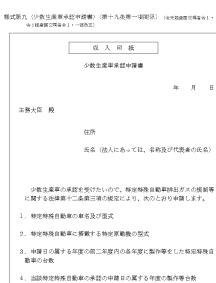
様式第八（基準適合表示）（第十六条第一項第
号関係）



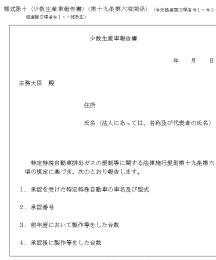
備考
① 文字の書体は、ゴシックとする。
② 「射出ガス本管」及び「●潤滑油、絶縁被覆着、國土交通省●」の文字及び線の色彩は白色。「適合率」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色、「特許登録自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は濃い青色とする。



樣式第九（少數生產車承認申請書）（第十九條第一項關係）



備考 中綴縫の用紙の大きさは日本文書規格A4をすること。



样式第十（少生率报告书）（第十九条第六项附表）（中央社电报文稿第1号，今3
月10日交稿于1·1502）

株式第十一（少數生産車失効届出書）（第十九条項関係）

様式第十一（少數生産車失効届出書）（第十九条項関係）（少數生産車失効届出書）
（第十九条項関係）（少數生産車失効届出書）

| | |
|--|--|
| 少數生産車失効届出書 | |
| 年月日 | |
| 正株大口 株 | |
| 住所 | |
| 氏名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名） | |
| 少數生産車の承認を受けた後に動作をした台数が有りに達したため、特別生産車登録免許の登録等に関する法律施行規則第十九条规定により取り扱います。 | |
| 1. 承認を受けた台数の登録車両の車名及び型式 | |
| 2. 承認番号 | |
| 3. 承認に動作をした台数が同時に達した日 | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本基準規格A4とすること。 | |

株式第十二（少數生産車製作登録上級台帳）（第十九条第十項関係）（第十九条第十項関係）

様式第十二（少數生産車製作登録上級台帳）（第十九条第十項関係）（少數生産車製作登録上級台帳）
（第十九条第十項関係）（少數生産車製作登録上級台帳）

| | |
|--|--|
| 少數生産車製作登録上級台帳 | |
| 年月日 | |
| 正株大口 株 | |
| 住所 | |
| 氏名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名） | |
| 承認を受けた台数が登録車両の登録等をしなくなつたため、特別生産車登録免許の登録等に関する法律施行規則第十九条规定により取り扱います。 | |
| 1. 承認を受けた台数の登録車両の車名及び型式 | |
| 2. 承認番号 | |
| 3. 承認を受けた台数が登録車両の動作をしなくなった日 | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本基準規格A4とすること。 | |

株式第十三（少數生産車記載事項変更届出書）（第十九条第十三項関係）（第十九条第十三項関係）

様式第十三（少數生産車記載事項変更届出書）（第十九条第十三項関係）（少數生産車記載事項変更届出書）
（第十九条第十三項関係）（少數生産車記載事項変更届出書）

| | |
|---|--|
| 少數生産車記載事項変更届出書 | |
| 年月日 | |
| 正株大口 株 | |
| 住所 | |
| 氏名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名） | |
| 少數生産車登録車両の登録等が変更があるため、特別生産車登録免許の登録等に関する法律施行規則第十九条规定により取り扱います。 | |
| 1. 变更を受けた台数の登録車両の車名及び型式 | |
| 2. 变更番号 | |
| 3. 变更原因及び実施事由 | |
| 4. 变更年月日 | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本基準規格A4とすること。 | |

株式第十四（少數生産車記載事項変更承認申請書）（第十九条第十四項関係）（第十九条第十四項関係）

様式第十四（少數生産車記載事項変更承認申請書）（第十九条第十四項関係）（少數生産車記載事項変更承認申請書）
（第十九条第十四項関係）（少數生産車記載事項変更承認申請書）

| | |
|---|--|
| 少數生産車記載事項変更承認申請書 | |
| 年月日 | |
| 正株大口 株 | |
| 住所 | |
| 氏名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名） | |
| 少數生産車登録車両の登録等に変更があるため、特別生産車登録免許の登録等に関する法律施行規則第十九条规定により取り扱います。 | |
| 1. 变更を受けた台数の登録車両の車名及び型式 | |
| 2. 变更番号 | |
| 3. 变更原因及び実施事由 | |
| 4. 变更年月日 | |
| 備考：届出書の用紙の大きさは日本基準規格A4とすること。 | |

様式第十五（少數特例表示）（第二十条第一項第一号関係） 様式第十五の二（少數特例表示）（第二十条第一項第二号イ関係） 様式第十五の三（少數特例表示）（第二十条第一項第二号ロ関係） 様式第十六（確認申請書）（第二十二条第一項関係）

（確認証再交付申請書）（第二十二条）
（第二十四条關係）

様式第十九（特定原動機検査事務の休廃止許可申請書）（第二十九条関係）

様式第二十（立入りの身分証明書）（第三十一条及び第三十四条関係）

| | |
|--|----------|
| | 謹啓 |
| | 日本文化文章書證 |
| | 年 月 日 |
| 本件大 殿 仕合 長名(法人へあては、会員及び代表者の氏名) | |
| 聞き取扱い監査報告書(監査報告書)の提出書 第二十二回六界別業(監査報告書)の提出書 第二十二回六界別業(監査報告書)に付いて、専門会員監査報告書の不正確等に問題を有する場合は第二十二回六界別業の規定により、次とおり申譲します。 | |
| 1. 特定監査報告書の提出書に付記 2. 特定監査報告書の監査報告書 3. 謹啓監査報告書を受けた日 4. 監査報告書 | |
| 但書 ① 特定監査報告書の提出書がない場合、特種物資監査報告書を提出することとする旨を記入すること。 ② 監査報告書の提出書に記入せしめることとする。 | |

| | |
|--|--------------|
| | 特許登録後復査登録申請書 |
| | 年　月　日 |
| 主務大臣　殿 | |
| 件名 | |
| 氏名（法人人）あては、所長及び係の名前 | |
| 定款登録後復査登録について主務大臣の監督を受けるため、定期検査登録後復査登録の実施を了す旨を記載する手続に於て記載の如き、次の通りとします。 | |
| 1. 定期検査登録後復査登録を行ふことを所長及び係の名前及び在地 2. 定期検査登録後復査登録終了したとすること及び年月日 | |
| 3. 1) は定期検査登録後復査登録を行ふことを所長及び係の名前及び在地 2) は定期検査登録後復査登録終了したことを所長及び係の名前及び在地 | |

| | |
|---|--|
| 第百零九回 〔西行我那観音寺を參るの御事〕（第二十九番目） | |
| （西行我那観音寺を參るの御事）（第一回） | |
| お定め後悔事多しの御事止む可む | |
| 年 月 日 | |
| 主事大口 殿 | |
| 位名 | |
| 姓名（法人入れば、各氏及び代表の姓名） | |
| <p>御定め後悔事多しの御事に於ける御用事は花園傳記二十九番目の御事に定めます。各氏等が承認せられたら、下記より申します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お出しし、又は同じくするを定める御事後悔事多し御事 2. お出しし、又は同じくするを定める御事 3. お出ししようとする場合にあっては、その期間 4. お出ししの場所 <p>備考：申請の場合は日本英語版A4とすること。</p> | |

| | |
|---|-------|
| 様式第二(文部省の令印) (第三十一条及び第三十二條の表) | |
| 〔第百三十九号〕 | |
| 立入検査等をしたる職務の身分を示す识别票 | |
| 職名 | 写真 |
| 姓 名 | |
| 性 別 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 年 齢 | 年齢 |
| 年 月 | 日付用印 |
| 発行者 | 署名 |
| 〔第一欄〕 | |
| この识别票を押持する者は、下面に記載する各項のうち、該当の有無に就ては各項の各項によりて立入検査等をする職務を有するものとす。 | |
| 合 併 の 条 例 | 該当の有無 |
| | |
| | |
| | |
| | |

(備考) 1 この説明書は、原則として1枚で作成することとする。
2 各会員の各自の会員に、この説明書を複数利用して1枚で複数者等に係る会員の名前を記載する。
3 本説明書の「会員登録」欄では、会員登録をする場合は「10」名、有しない場合は「—」を記入すること。
4 説明書の会員登録欄に記入して、会員登録を済ませること。第2面についても、その内容又は一部を前に記載することができる。
5 第4面には、郵便又は文書を送付することができる。
6 この説明書の郵便番号欄については、必要に応じて会員登録の際に、宛先付けることができる。

様式第二十一（特定特殊自動車検査機関登録申請書）（第三十三条において準用する第二十四条関係）

（第三十三条において準用する第二
種式第二十二（特定特殊自動車検査事務の休廃止
許可申請書）

様式第二十三（立入りの身分証明書）（第三十四条関係）

| | |
|---|--|
| 被保険者二十一(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 被保険者二十二(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 専任教員の勤務地を記入する欄 | |
| 年 月 日 | |
| 在籍 | |
| 長姓(法名)と本姓(本名)及び表記の意味 | |
| 被保険者二十一(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 被保険者二十二(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 専任教員の勤務地を記入する欄 | |
| 年 月 日 | |
| 在籍 | |
| 長姓(法名)と本姓(本名)及び表記の意味 | |
| 被保険者二十一(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 被保険者二十二(専任教員其の他の教員並びに職員) 年齢: (第十二条に於いて「二十歳以上」の規定) | |
| 専任教員の勤務地を記入する欄 | |
| 年 月 日 | |
| 在籍 | |
| 長姓(法名)と本姓(本名)及び表記の意味 | |

| | |
|---|------------|
| 様式第二十三(立入の年分取扱い)(西暦二十四年用) | |
| (表) | |
| 圖 号 | |
| 年定期自動換算年賃の(税制等に関する法律)第36条第5項の規定による 年分互換用 | |
| 写真 | 官職(略称)及び氏名 |
| | 年 月 日生 |
| | 年 月 日発行 |
| 監造官員の印 | |